

鹿児島県中小企業施設等災害復旧事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、「令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨、または、令和7年台風第12号」(以下、「大雨等」という。)による災害により甚大な被害を受けた地域において、補助事業を行う者(以下、「補助事業者」という。)が実施する施設等の復旧整備事業に要する経費について、当該補助事業者に対し予算の範囲内で、鹿児島県中小企業施設等災害復旧事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付等については、地方公共団体による小規模事業者支援推進事業費交付要綱(20250114財中第6号経済産業大臣通知)、鹿児島県補助金等交付規則(昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。)及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「大雨等による被害」とは、令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨、または、令和7年台風第12号を起因とする被害をいう。

2 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項に規定する者、商工会法(昭和35年法律第89号)に基づく商工会及び都道府県商工会連合会、商工会議所法(昭和28年法律第143号)に基づく商工会議所並びに中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく都道府県中小企業団体中央会をいう。

3 この要綱において「小規模事業者」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第5項に規定する者及び小規模事業者支援法(平成5年法律第51号)第2条第3項に規定する者をいう。

4 この要綱において「中小企業者等」とは、第2項に規定する「中小企業者」及び第3項に規定する「小規模事業者」をいう。

5 この要綱において、「復旧」とは、大雨等の被害により、損壊若しくは滅失又は継続して使用することが困難になった施設、設備等の機能が、大雨等による被害を受ける直前と同程度の状態まで回復することをいう。

(目的)

第3条 大雨等による被害を受けた中小企業者等の事業の継続を支援するため、当該補助事業者に対し予算の範囲内において、施設、設備、車両(以下「施設、設備等」という。)の復旧に係る経費の一部を補助し、地域経済の維持を図ることを目的とする。

(補助対象事業者及び補助金の要件)

第4条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 鹿児島県内に事業所を有する中小企業者等であること。
- (2) 業務に用いる施設、設備等が大雨等による被害を受けたこと。
- (3) 事業継続計画(BCP)又は事業継続力強化計画を策定済み、又は年度末までに策定する予定であること。
- (4) 次の各号のいずれにも該当しないこと。
 - ア 国税又は県税の滞納があるもの。ただし、課税庁が認めた納入計画を立てているものを除く。
 - イ 鹿児島県又は公的金融機関(以下「債権者」という。)からの融資(間接融資を含む)等を受けている場合、その債務の履行を怠り又は滞っているもの。ただし、債権者が認めた返済計画があるものを除く。
 - ウ 暴力団等であると認められる者

- エ 役員等が暴力団員等であると認められる者
- オ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与していると認められる者
- カ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められる者
- キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ク 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ケ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用していると認められる者
- コ ウからケまでに掲げる者の依頼を受けて補助金の交付を受けようとする者
- サ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条において、次に掲げる営業を目的とした施設・設備の復旧を対象とする場合
 - ・ 風俗営業（第1項）
（同項第1号に規定する料理店及び同項第5号に規定する遊技設備を除く。）
 - ・ 性風俗関連特殊営業（第5項）
- シ アからサまでに掲げる者のほか、補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者

（補助対象経費）

第5条 補助金の対象となる経費は、中小企業者等が所有する施設、設備等であつて、大雨等の被害により損壊若しくは滅失又は継続して使用することが困難になったもののうち、別表第一に掲げるものとする。

（補助率及び補助額）

第6条 補助金の補助対象者別の補助率及び上限額は、別表第二のとおりとする。

（交付申請）

第7条 規則第3条の補助金交付申請書は、交付申請書（別記第1号様式）によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 規則第3条の添付書類は次の各号に掲げるものとする。

(1) 補助事業計画書（別記第1－1号様式）

(2) その他知事が必要と認めるもの

3 申請者は、第1項の補助金の交付の申請をするに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、交付申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

（交付決定通知）

第8条 知事は、補助金交付申請の内容が適正であると認めるときは予算の範囲内で補助金の交付

決定を行い、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により中小企業者等に通知するものとする。

2 知事は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第9条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることができる。

（補助事業の内容等の変更）

第10条 規則第7条第1項の補助事業等の内容等の変更事由は、事業費に30%以上の増減が生じた場合とする。ただし、別表第三に定める軽微な変更に該当する場合は、この限りでない。

2 規則第7条第1項の助成金変更申請書は、別記第3号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 補助事業変更計画書（別記第3-1号様式）

(2) その他知事が必要と認めるもの

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更承認のみを行う場合は変更承認通知書（別記第4号様式）により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は変更交付決定通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第11条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（別記第6号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前条第3項の規定は、第1項の知事の承認について準用する。

（補助事業遅延等の報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、補助事業遅延等報告書（別記第7号様式）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第13条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業等の遂行の状況について報告を求めることができる。求めがあった場合、補助事業者は、補助事業遂行状況報告書（別記第8号様式）により報告を行うものとする。

（実績報告）

第14条 規則第13条の実績報告書は、補助事業実績報告書（別記第9号様式）によるものとする。

2 規則第13条の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業実績書（別記第9-1号様式）

(2) その他知事が必要と認めるもの

3 補助事業者は、補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けた場合を含む。）は、知事が定める日までに、第1項の実績報告書を知事に提出しなければならない。

4 補助事業者は、補助事業実施期間内において県の会計年度が終了したときは、翌年度の知事が

定める日までに第1項に準ずる報告書を知事に提出しなければならない。

- 5 第7条第3項ただし書の適用を受けた交付申請者は、第1項の実績報告書を提出するに当たり、当該交付金における消費税等仕入控除税額が明らかである場合には、これを交付対象経費から減額しなければならない。
- 6 第7条第3項ただし書の適用を受けた交付申請者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金における消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により当該交付金における消費税等仕入控除税額を減額して実績報告書を提出した場合には、当該減額した金額を控除した金額）を別記第13号様式の消費税等仕入控除税額報告書により速やかに提出するとともに、これを返還しなければならない。

（補助金の額の確定等）

- 第15条 知事は、前条の報告を受けた場合には、規則第14条の規定に基づき、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第10条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（別記第10号様式）により補助事業者へ通知する。
- 2 知事は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
 - 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払等）

- 第16条 補助金は前条により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に知事が必要であると認める場合には、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、補助金精算（概算）払請求書（別記第11-1号様式）を知事に提出しなければならない。
 - 3 補助事業者は、第1項ただし書きの規定により概算払を受けようとするときは、前項の規定に関わらず概算払申請書（別記第11-2号様式）及び知事が別に定める書類を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

- 第17条 知事は、第11条の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第8条第1項の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 補助事業者が、法令、規則、本要綱又は法令、規則若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (5) 補助事業者が、暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

- 2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 3 知事は、前項の規定による返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第15条第3項の規定は、第2項の補助金の返還について準用する。

(債権譲渡の禁止)

第18条 補助事業者は、第8条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 知事が第15条第1項の規定による確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が知事に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条第1項又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し、又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知又は民法第467条第1項若しくは債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 知事は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできない。
 - (3) 知事は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならない。
- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、鹿児島県会計規則（昭和39年鹿児島県規則第1号）の規定に基づき、知事が会計管理者に対して支出の命令を行ったときに生ずるものとする。

(契約等)

第19条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

- 2 補助事業者は、前項の契約（契約金額100万円未満のものを除く。）に当たり、経済産業省及び鹿児島県から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方と

してはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適当である場合は、知事の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

- 3 知事は、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省及び鹿児島県からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は知事から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 4 前3項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(財産の管理等)

第20条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等台帳を備え、その保管状況を明らかにしておかなければならない。
- 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第14条第1項に定める実績報告書に知事が別に定める財産管理台帳を添付しなければならない。
- 4 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を県に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第21条 規則第21条に定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とし、同項に規定する期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年通商産業省告示第360号）に準ずるものとする。

- 2 規則第21条に規定する知事の承認を受けようとするときは、財産処分申請書（別記第12号様式）により知事に申請し、あらかじめ承認を受けなければならない。
- 3 知事は、規則第21条の規定に基づいて財産の処分を承認した場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めたときは、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させるものとする。

(補助事業の経理等)

第22条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理するなどして、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(その他必要な事項)

第23条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年10月16日から施行する。

別表第一（第5条関係）

区分	補助対象経費
施設の修繕	事業所、倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場、その他復旧のために不可欠と認められる施設 ア 被災施設の修繕に要する経費 イ 修繕に伴い、復旧に必要と認められる付随費用（清掃費、処分費、撤去・据付費、運搬費等） ※ 福利厚生施設（寮、休憩所等）や店舗兼住居等の住居部分は対象外とする。 ※ 施設の建替に要する費用は対象外とする。
設備の修繕・購入	復旧事業に係る事業の用に供する設備であって、<u>中小企業者等の資産として計上するもの</u> ア 被災設備等の修繕に要する経費 イ 被災設備等が大雨等による被害を受ける直前に有していた機能と同程度の機能を有する設備等の購入に要する経費（被災設備等の修繕が困難であると知事が認めた場合に限る。） ウ 修繕・購入に伴い、復旧に必要と認められる付随費用（清掃費、処分費、撤去・据付費、運搬費等） ※ 汎用性の高い事務用品（机、椅子、書庫等）や販売目的の機械設備・商品、原材料や貯蔵品、消耗品、パソコンソフト等の無形資産、賃貸用アパート等の施設などは対象外とする。

※ 災害保険・共済の対象である施設・設備等については、その給付金又は保険金を補助対象経費から控除する。

※ 消費税及び地方消費税相当額は、補助対象外とする。

別表第二（第6条関係）

補助対象経費	補助対象者	補助率（※）	上限額
別表第一の経費	中小企業者	1 / 2 以内	3,000千円
	小規模事業者	3 / 4 以内	

※ 補助対象経費に補助率を乗じて得た額（以下「補助額」という。）に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

別表第三（第10条関係）

区分	軽微な変更の内容
経費の配分の変更	- 補助対象経費全体の30パーセント以内の減少となる変更を行う場合 - 別表第一に掲げる経費区分の相互間において、補助対象経費のいずれか低い額の30パーセント以内の経費を流用する場合
事業の内容の変更	補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合